

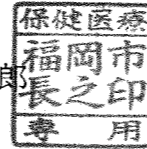


保保年第245号  
令和8年1月23日

記

福岡市国民健康保険運営協議会  
会長 榑木 晶子 様

福岡市長 高島 宗一郎



令和8年度 福岡市国民健康保険事業の運営について (諮問)

国民健康保険は、国民皆保険制度のセーフティーネットとして重要な役割を担っておりますが、高齢者や低所得者の加入割合が高く構造的な問題を抱えていることから、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、今後も高齢化の進展や医療の高度化等により医療費等は増大し、その運営はますます厳しい状況となっております。

福岡市におきましては、収納対策の強化による収入の確保や医療費適正化による歳出の増加抑制を図るなど効率的な事業運営に努め、国保財政の健全化に取り組んでおります。

また、少子化対策の抜本的強化に当たり、子ども・子育て支援金制度が創設され、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度より、各医療保険者が被保険者から支援納付金として徴収し、国へ納付することとなります。

かかる状況を踏まえ、令和8年度の事業運営にあたり、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 基礎分

令和8年度の基礎分にかかる保険料は、被保険者一人あたり  
**前年度より 300円引き下げ、48,453円**とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

令和8年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり  
**前年度より 300円引き上げ、25,546円**とする。

(3) 介護納付金分

令和8年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり  
**前年度より 576円引き下げ、24,839円**とする。

(4) 子ども・子育て支援納付金分

令和8年度の子ども・子育て支援納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり  
**2,672円**とする。

2. 保険料賦課限度額について

(1) 令和8年度の基礎分の賦課限度額については、  
**前年度より1万円引き上げ、67万円**とする。

(2) 令和8年度の子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額については、  
**3万円**とする。

以上